

委員会提出議案第3号

秦野市議会の議決すべき事件を定める条例を制定することについて

秦野市議会の議決すべき事件を定める条例を別紙のとおり制定するものとする。

平成26年10月3日提出

秦野市議会活性化特別委員会
委員長 八尋伸二

提案理由

秦野市総合計画基本構想の策定など、本市の重要事項について、住民の代表機関であり、本市の最高意思決定機関である議会の議決事件に位置付けるため、制定するものであります。

秦野市議会の議決すべき事件を定める条例

地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第2項及び秦野市議会基本条例(平成23年秦野市条例第8号)第13条第2項の規定に基づき、本市の議会において議決すべき事件を次のとおり定める。

- (1) 秦野市総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関すること。
- (2) まちづくりに関する憲章及び宣言の制定、改正又は廃止に関すること。
- (3) 姉妹都市又は友好都市の提携又は解消に関すること。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。